

なぎそこども園 入園のご案内



南木曽町教育委員会
子どもすくすく係

2024.10 改

目次

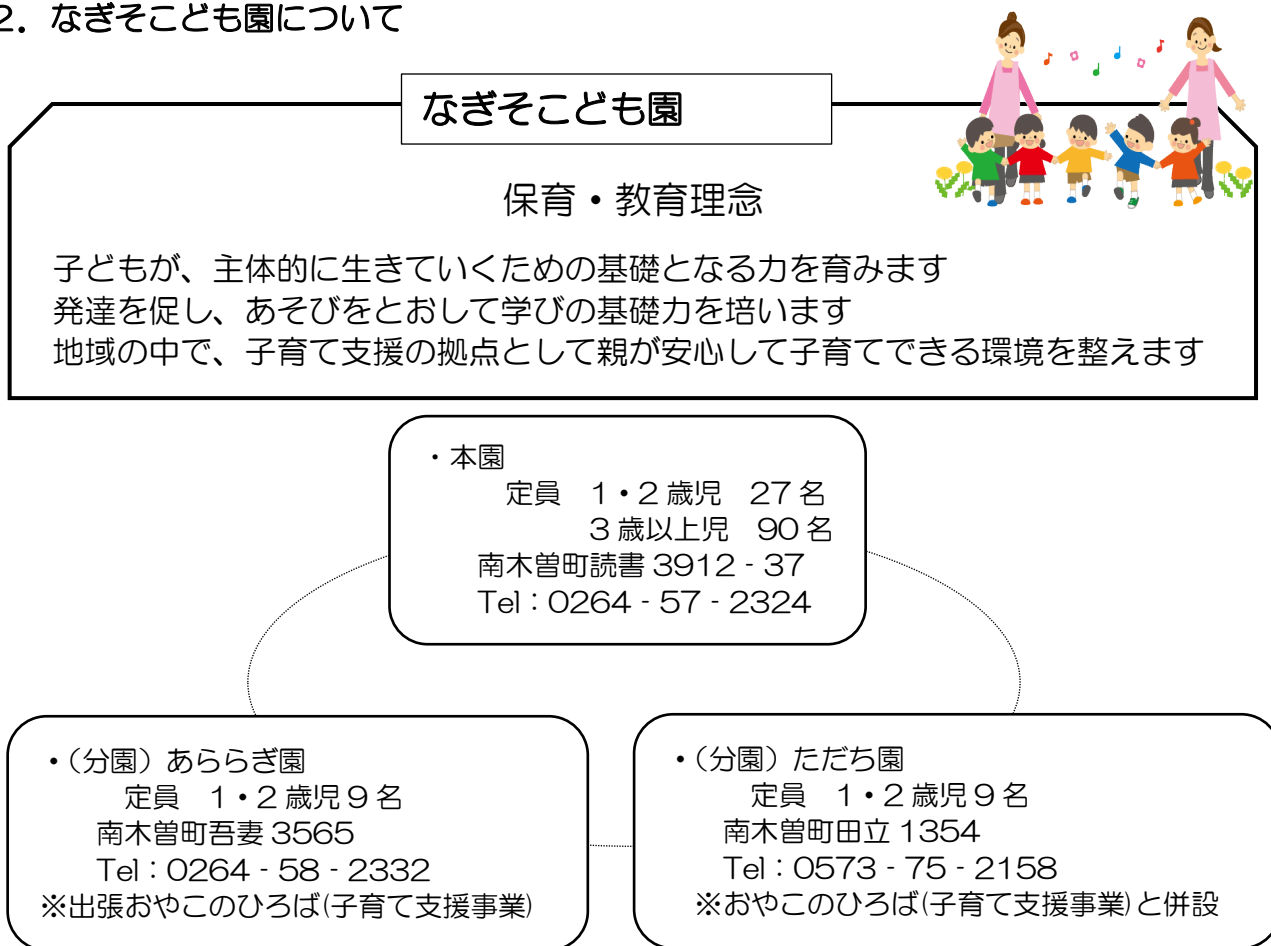
1. 認定こども園とは・・・・・・・・・・	2 P
2. なぎそこども園について・・・・・・・・	2 P
3. 入園の基準・・・・・・・・・・	3 P
4. 幼稚園コースと保育園コースの利用時間について・・・・・・・・	4 P
5. 保育料について・・・・・・・・・・	5 P
6. 園舎について・・・・・・・・・・	5 P
7. 通園バスの運行について・・・・・・・・	6 P
8. 入園までの流れ・・・・・・・・・・	6 P～7 P
9. 園での過ごし方・・・・・・・・・・	8 P
○参考資料「南木曽町保育所規則」・・・・・・・・	9 P～10 P

1. 認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園が行う「幼児教育」と保育園が担う「保育」の両方の役割をあわせもち、就学前の児童に総合的な教育・保育を一体的に提供することを目的とする施設です。

保護者が働いている、働いていないに関わらず受け入れることができます。

2. なぎそこども園について



◇総称を「なぎそこども園」として、本園と分園の運営・行事等の一体的な運営を図ります。

◇田立園は、町の子育て支援の拠点として子育て包括支援センター(教育委員会子どもすくすく係)や母子保健事業(役場健康しあわせ係)と連携し、子育ての相談や支援活動、親子の遊びの場の提供等を行います。

各種相談・支援内容

- ・一時的保育
- ・あそびの企画
- ・子育て相談
- ・療育事業(あそびの教室)
- ・ブックスタート、ブックスタートプラス 他



3. 入園の基準

なぎそこども園に入園できるのは、次の①と②の要件をすべて満たす方となります。

①入園児が南木曽町に住民登録し、実際に南木曽町にお住まいの方

②保育の必要性に応じた教育・保育認定(※1)を受けた方

(※1)教育・保育認定とは？

認定こども園は教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設けています。

認定区分	対象者
1号認定	3歳児～5歳児(就学前まで)のお子さんと、 「保育を必要とする事由(※2)」に該当しない方
2号認定	3歳児～5歳児(就学前まで)のお子さんと、 「保育を必要とする事由(※2)」に該当する方
3号認定	満1歳児～2歳児のお子さんと、「保育を必要とする事由(※2)」 に該当し、こども園での保育を希望される方

(※2)保育を必要とする事由とは、以下の項目に該当します

- ①就労(月48時間以上)
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合

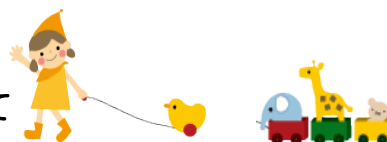


令和7年度の入園対象児

クラス年齢		生年月日	
年長	5歳児	平成31年4月2日	～ 令和2年4月1日生まれ
年中	4歳児	令和2年4月2日	～ 令和3年4月1日生まれ
年少	3歳児	令和3年4月2日	～ 令和4年4月1日生まれ
未満児	2歳児	令和4年4月2日	～ 令和5年4月1日生まれ
	1歳児	令和5年4月2日	～ 令和6年4月1日生まれ
	0歳児(※)	令和6年4月2日	～

(※)0歳児は満1歳から入園可です。

4. 幼稚園コースと保育園コースの利用時間について



コース名	幼稚園コース	保育園コース	
認定区分	1 号認定	2 号認定	3 号認定
対象	3 歳以上児	3 歳以上児	3 歳未満児
	保育を必要とする事由に該当しない	保育を必要とする事由に該当する ⇒「就労証明書」等の提出が必要	
利用時間	[月～金] 8：30～14：30 (～15：30) ◇14：30～15：30 は、送迎バスの 利用を考慮して、延長預かり無料時間 とします。 [土日・祝日は休み] ◇土曜日は、有料の「預かり保育」とし て利用が可能。 午前 8：30～12：30 400 円 午後 13：00～17：00 400 円	[月～金]【保育標準時間】 7：30～18：30 【保育短時間】 8：30～16：30 [土] 【保育標準時間】 7：30～17：30 【保育短時間】 8：30～16：30 [土は希望保育、日・祝日は休み] ◇保育標準時間とは …父母ともに月 120 時間以上の就労 保育短時間とは …父母と主に月 48 時間以上 120 時間未満の就労 ※あらかぎ・ただち園の利用時間は[月～金]【保育短 時間】のみ対応します。	
	長期休暇あり 夏季(お盆を含む 1 週間程度) 冬季(12/28～1/5 まで) 春季(卒園式～入園式の間)	希望保育期間あり 夏季(お盆を含む 1 週間程度) 冬季(12/28、1/4、5)※12/29～1/3 は休園 春季(卒園式～入園式の間) ※お盆期間、年始、春季希望保育期間は給食なし。	
その他	平日 16:00 以降の延長預かりを利用 される際は有料(実費)となります。 100 円/時間で計算。最長 18:30 ま で延長可能。	保育短時間で、17:00～18:30 の延長保育を利用 する際は有料(実費)となります。100 円/時間で 計算。	
	※朝と夕方の利用時間前後 30 分は、集団化によりやむを得ず利用時間に間に合わない送 迎時間として、全コースで猶予預かり時間を設定しています。		

5. 保育料について

- | | | |
|---------------|--------------------|----------|
| ・幼稚園コース(1号認定) | 保育料・・・無料 | 給食費・・・無料 |
| ・保育園コース(2号認定) | 保育料・・・無料 | 給食費・・・無料 |
| ・保育園コース(3号認定) | 保育料・・・有料(9P～10P参照) | 給食費・・・無料 |

※1号・2号認定の方(3歳以上児)の保育料は無料です。3歳未満児の保育料は、各家庭の所得税額に応じて利用額が異なります。10.11ページの「南木曽町保育等利用者負担徴収規則」の利用額表を参照してください。

※利用時間外の延長保育については、別途で料金が発生します。

※給食費は町費負担のため、全コースで無料となります。

6. 園舎について

本園

- ・施設：園児室5室(年長・年中・年少各1室、予備1室)
未満児2室(2歳児1室、1歳児1室)
共有 遊戯室、トイレ等
- ・受け入れ：3歳以上児(定員90名)、3歳未満児(定員27名)
- ・開所時間：月～金 7:30～18:30 土 7:30～17:30
日・祝日・年末年始は休園



なぎそこども園

あららぎ園

- ・施設：未満児室、遊戯室 他
- ・受け入れ：3歳未満児(定員9名)
- ・開所時間：月～金 8:30～17:00
土日・祝日・年末年始は休園

◇子育て支援事業

出張おやこのひろば、園開放などを実施

ただち園

- ・施設：未満児室、遊戯室 他
- ・受け入れ：3歳未満児(定員9名)
- ・開所時間：月～金 8:30～17:00
土日・祝日・年末年始は休園

◇子育て支援事業

おやこのひろば、一時的保育、子育て相談などを実施



7. 通園バスの運行について(3歳以上児のみ)

通園バスを運行します。地域バス利用者は、下記の運行路線で園から一定の距離のある児童が対象となります。詳しくは、担当にご確認ください。

なお、通園バスには添乗員が同乗して子ども達を見守ります。

通園バスの路線(予定)

- ・北部与川線(北部地区～与川上の原～本園)・吾妻線(広瀬・蘭地区～妻籠地区～本園)
- ・田立線(田立地区～本園)

◇タクシー等の乗用車での送迎には添乗員の乗車はありません。

◇土曜日は通園バスの運行がありません。

8. 入園までの流れ



・新年度(令和7年4月)から利用を希望する方は…

① 令和6年11月22日(金) 入園説明会および入園申込み受付開始



② 申し込み必要な書類を子どもすくすく係(南木曽会館内)へ提出します。



③ 子どもすくすく係から認定決定通知と、保育利用決定通知が送付されます。



④ 4月上旬 入園式を行います。次の日から、慣らし保育が始まります。

・年度途中からこども園の利用を希望する方は…

① 子どもすくすく係へご相談ください(現在の状況、お子さんの年齢、入園希望時期等の確認をします)。



② 南木曽会館窓口にて、入園申込書一式をお渡しします。
必要事項を記入し、子どもすくすく係へ提出してください。



③ 書類内容の確認を行い、後日、お子さんと一緒に園長・係担当と面談をしていただきます。
こども園の利用についての聞き取りと、入園後の慣らし保育の日程をたてます。



④こども園にて、園長・担任の先生と面談をします。



⑤子どもすくすく係から認定決定通知と、保育利用決定通知が送付されます。



⑥入園日から慣らし保育が始まります。

・他市町村の保育所の利用を希望する方(里帰り出産など、特別な事情がある場合のみ)は…

①子どもすくすく係へご相談ください(相手市町村と利用について調整を行いますので、利用日までの日にちに余裕を持ってご連絡ください)。
※利用希望の施設等へ直接連絡をしないようにしてください。



②南木曽会館窓口にて、入園申込書一式をお渡しします。必要事項を記入し、子どもすくすく係へ提出してください。



③お子さんと一緒に園長・係担当と面談をしていただきます。
園の利用についての聞き取りと、入園後の慣らし保育の日程をたてます。



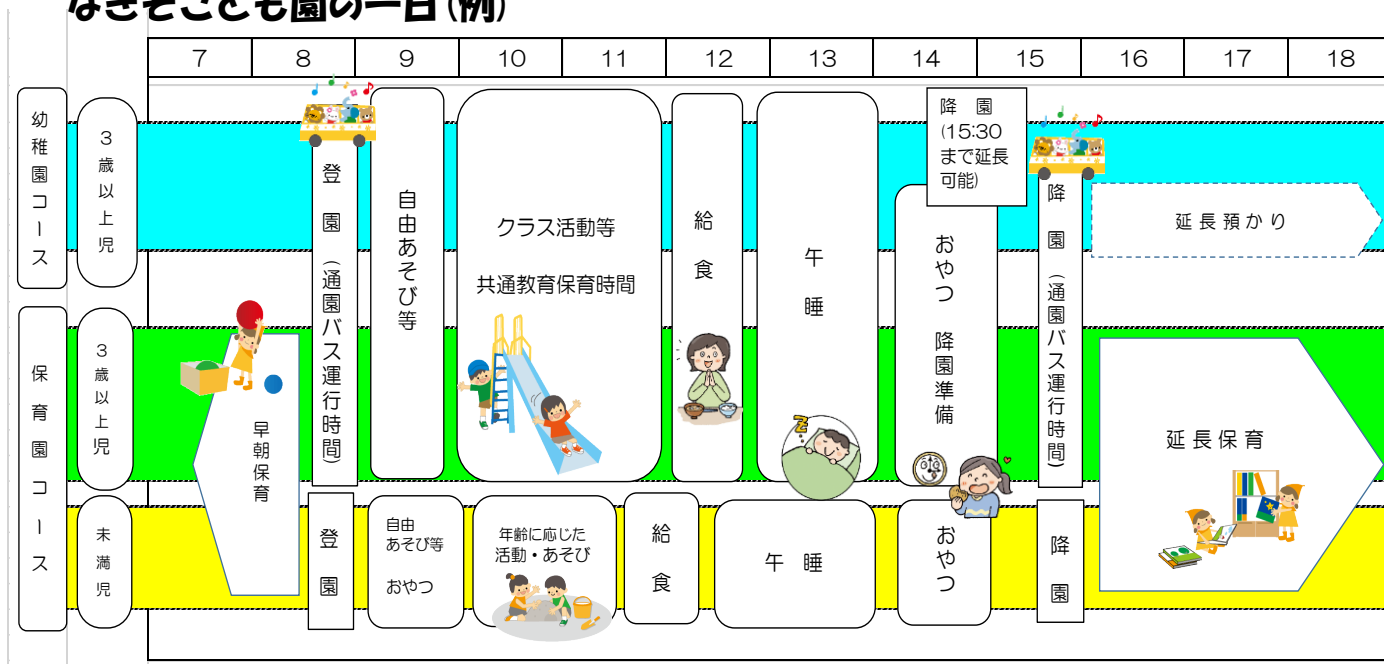
④後日、子どもすくすく係から認定決定通知と、保育利用決定通知が送付されます。
園にて、園長・担任の先生と面談をします。



⑤入園日から慣らし保育が始まります。

9. 園での過ごし方

なぎそこども園の一日(例)



◇早朝・延長保育、土曜日保育について

- ・朝7:30からの早朝保育と夕方18:30までの延長保育、土曜日の希望保育は本園のみで行います。

◇希望保育について

- ・希望保育を利用される際は事前の申し込みが必要です。希望保育期間については「6. 幼稚園コースと保育園コースの利用時間について」をご覧ください。

◇給食について

- ・本園、分園でそれぞれ自園調理をして給食を提供します。
- ・3歳以上児は昼食と午後のおやつ、3歳未満のお子さんには昼食と午前・午後のおやつを提供します。
- ・土曜日は給食がありません。昼食とおやつのご用意ください。

【食物アレルギー対応について】

入園時と進級時に食物アレルギー調査を行います。食物アレルギーのあるお子さんは、必要書類を提出していただいた上で、園での対応を保護者の方と相談して決めていきます。

◇慣らし保育について

- ・新しく入園されるお子さんは、園生活に順番に慣れていくために、通常よりも短い時間で慣らし保育を行います
- ・4月当初入園の場合は、入園式翌日から慣らし保育を行います。

◇障がい児保育について

- ・状況に応じて保育士を加配して保育を行います。

○参考資料「南木曾町保育所等利用者負担額徴収規則」利用者負担額表

(1) 保育標準時間（11 時間）

国の利用者負担額（月額）			町の利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3 歳未満児	階層区分	定義	3 歳未満児
第 1	生活保護世帯	0 円	第 1	生活保護世帯	0 円
第 2	市町村民税 非課税世帯	0 円	第 2	町民税 非課税世帯	0 円
第 3	所得割課税額 48,600 円未満	19,500 円	第 3－1	町民税 均等割世帯	13,300 円
			第 3－2	所得割課税額 24,300 円未満	14,400 円
			第 3－3	所得割課税額 48,600 円未満	16,000 円
第 4	所得割課税額 97,000 円未満	30,000 円	第 4－1	所得割課税額 72,800 円未満	24,300 円
			第 4－2	所得割課税額 97,000 円未満	25,800 円
第 5	所得割課税額 169,000 円未満	44,500 円	第 5－1	所得割課税額 133,000 円未満	36,000 円
			第 5－2	所得割課税額 169,000 円未満	38,300 円
第 6	所得割課税額 301,000 円未満	61,000 円	第 6	所得割課税額 301,000 円未満	49,700 円
第 7	所得割課税額 397,000 円未満	80,000 円 (保育単価限度)	第 7	所得割課税額 397,000 円未満	64,000 円 (保育単価限度)
第 8	所得割課税額 397,000 円以上	104,000 円 (保育単価限度)	第 8	所得割課税額 397,000 円以上	82,700 円 (保育単価限度)

(2) 保育短時間（８時間）

国の利用者負担額（月額）			町の利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	３歳未満児	階層区分	定義	３歳未満児
第１	生活保護世帯	０円	第１	生活保護世帯	０円
第２	市町村民税 非課税世帯	０円	第２	町民税 非課税世帯	０円
第３	所得割課税額 48,600 円未満	19,300 円	第３－１	町民税 均等割世帯	13,000 円
			第３－２	所得割課税額 24,300 円未満	14,000 円
			第３－３	所得割課税額 48,600 円未満	15,500 円
第４	所得割課税額 97,000 円未満	29,600 円	第４－１	所得割課税額 72,800 円未満	23,700 円
			第４－２	所得割課税額 97,000 円未満	25,100 円
第５	所得割課税額 169,000 円未満	43,900 円	第５－１	所得割課税額 133,000 円未満	35,200 円
			第５－２	所得割課税額 169,000 円未満	37,400 円
第６	所得割課税額 301,000 円未満	60,100 円	第６	所得割課税額 301,000 円未満	48,700 円
第７	所得割課税額 397,000 円未満	78,800 円 (保育単価限度)	第７	所得割課税額 397,000 円未満	62,900 円 (保育単価限度)
第８	所得割課税額 397,000 円以上	102,400 円 (保育単価限度)	第８	所得割課税額 397,000 円以上	81,500 円 (保育単価限度)

①市町村民税所得割税額57,700円未満の世帯の第１子の保育料を半額

②市町村民税所得割税額57,700円未満の世帯の第２子以降の保育料を無償

③市町村民税所得割税額57,700円以上の世帯の第２子の保育料を半額

④市町村民税所得割税額57,700円以上の世帯の第３子以降の保育料を無償